



2022年8月24日

各 位

会 社 名 株式会社アイキューブドシステムズ  
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 佐々木 勉  
(コード番号：4495 東証グロース)  
問 合 せ 先 取締役管理本部長 CFO 里見 亮陸  
( TEL. 092-552-4358)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、定款一部変更を行うことについて決議し、2022年9月28日開催予定の第21期定時株主総会に付議することとしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ・商号の英文表記の変更

商号の英文表記につきまして、これまで「i<sup>3</sup> Systems, Inc.」と表記しておりましたが、「i Cubed Systems, Inc.」に変更するものです。

- ・監査等委員会設置会社への移行に関する事項

当社は、2022年7月20日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、2022年9月28日開催予定の第21期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。

- ・株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものです。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものです。

#### 2. 定款変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりです。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会 2022年9月28日（水曜日）

定款変更の効力発生日 2022年9月28日（水曜日）

なお、2022年9月1日、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書の規定により、株主総会資料の電子提供制度の創設に関する改正規定が施行されることに伴い、同時に施行される「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）[第10条第2項]の規定により、当会社の定款には、電子提供措置をとる旨について定めがあるものとみなされます。

以 上

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アイキューブドシステムズと称し、英文では <u>i<sup>3</sup> Systems, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3 [条文省略]</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社アイキューブドシステムズと称し、英文では <u>i Cubed Systems, Inc.</u> と表示する。</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u></p> <p style="text-align: right;">【削除】</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>により選定する。 3 [現行どおり]</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: right;">【削除】</p> <p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株</u></p>

第4章 取締役及び取締役会  
(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

[新設]

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2～3 [条文省略]  
[新設]

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期残存期間と同一とする。

[新設]

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

[新設]

主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会  
(取締役の員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、6名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、6名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2～3 [現行どおり]

4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要

<p>第25条 [条文省略]</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第27条 [条文省略]</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任に関する定め) 第29条 当会社は、会社法第427条の規定により、社外取締役との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、年間500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u> (監査役の数) 第30条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(補欠監査役) 第31条 法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条第2項の規定を準用する。 3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。 4 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p>	<p><u>な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 [現行どおり]</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第28条 [現行どおり]</p> <p>(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>(取締役の責任に関する定め) 第30条 当会社は、会社法第427条の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、年間500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: right;">【削除】 【削除】</p> <p style="text-align: right;">【削除】</p> <p style="text-align: right;">【削除】</p>
--	---

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任に関する定め)

第40条 当会社は、会社法第427条の規定により、社外監査役との間に、同法第423条の行為

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

【削除】

による賠償責任の限度額は、年間500万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

第6章 会計監査人  
第41条～第42条 [条文省略]

第7章 計算  
第43条 [条文省略]

(剰余金の配当)  
第44条 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。  
2～3 [条文省略]

## 第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人  
第36条～第37条 [現行どおり]

第7章 計算  
第38条 [現行どおり]

(剰余金の配当)  
第39条 当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。  
2～3 [現行どおり]

<p>第45条 [条文省略]</p> <p>[新設] [新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>第40条 [現行どおり]</p> <p>附 則(2022年9月28日定款変更) (<u>社外監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第1条 第21期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。</u></p> <p>(<u>電子提供措置等に関する経過措置</u>)</p> <p><u>第2条 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第21期定時株主総会の決議による変更前の定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--